地域ボランティア活動支援のための助成事業実施要綱

平成 2 7年 7月 6日 制 定 平成 2 8年 6月 1日 一部改正 平成 3 0年 9月 1日 一部改正

(目的)

第1条 この事業は、広く社会貢献の心をもって、創造的にボランティア活動を実施している団体に対して助成を行うことにより、住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた、人に優しい社会づくりに資することを目的とする。

(助成対象)

- 第2条 助成の対象とする団体は、別表「ボランティア活動分野の分類及び事例」を参照し、住民の主体的参加に基づく福祉コミュニティづくりに寄与するボランティア活動を行っていると認められる団体であって、以下の各号の要件を満たすものとする。
 - (1)活動の主たる基盤を福岡県内に有する民間の非営利団体であって、法人格の有無は問わない。ただし、会員又は構成員の自助若しくは互助的な活動を行うことを主たる目的とする団体は対象としない。
 - (2) 一年以上継続した活動実績を有し、今後継続的発展的な活動が望まれること。
 - (3) 団体の活動目的等を定めた規約を有し、組織体制が明確であり、かつ概ね10 名以上の実質的活動を行っている会員を有すること。
 - (4) 会費等の自主財源等で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭であること。

(助成額等)

- 第3条 助成の額は、1団体30万円以内とする。
- 2 助成は、同一団体に対し1回を原則とするが、以下の各号の要件を満たす団体にあっては、その限りではない。
 - (1) 前回の助成期間終了から、3年以上経過しているもの。
 - (2) これまでの活動の実績が顕著であると認められるもの。
 - (3) 今後当該団体の活性化と活動の発展性がより期待されるもの。

(申 請)

- 第4条 助成を希望する団体にあっては、地域ボランティア活動助成申請書(様式1) に必要な事項を記載し、次の各号のいずれかに該当する機関等の推薦を得て申請する ものとする。
 - (1) 市町村担当部署
 - (2) 市町村教育委員会社会教育担当部署
 - (3) 市区町村社会福祉協議会
 - (4) その他福岡県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)が特に認める機関

(助成事業審査委員会)

- 第5条 県社協会長は、外部有識者等による助成事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の運営等については、別に定める。

(決 定)

第6条 県社協会長は、委員会からの答申に基づき、助成金を交付する団体を決定し、 当該団体に対し通知する。

(西部ガス又は福岡県職員互助会ボランティア助成プログラム対象団体の指定)

第7条 前条の委員会における審査において、西部ガス株式会社又は一般財団法人福岡 県職員互助会ボランティア助成プログラムとして助成を受ける団体を指定するものと する。

(助成期間及び助成金の使途)

第8条 助成金は、交付された年度を含め2年間の活動に必要な経費の財源に充当する ものとする。

ただし、以下の経費について助成金を充てることはできない。

- (1) 給料、賃金等の人件費
- (2) 他団体への寄付金・寄付にあたる物品
- (3) 建物の付属品となるような大型備品や改修・修繕費

(助成金の交付手続き)

- 第9条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、別に定める請求書等に必要事項を記載 し、県社協会長に提出するものとする。
- 2 県社協会長は、前項の請求書等を受理後、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金受領団体の責務)

- 第 10 条 助成金を受領した団体(以下「受領団体」という。)は、受領年度を含め2年間、各事業年度終了後1ヶ月以内に、事業実績報告書(様式2)に必要事項を記載し、 県社協会長に提出するものとする。
- 2 受領団体は、当初の事業計画を大幅に変更しようとするときは、事前に県社協会長の承認を得なければならない。
- 3 受領団体は、県社協会長が開催する事業等には、積極的に参加するものとする。

(助成金の返還)

第11条 受領団体が、助成金を不正に使用したとき、又は事業計画と著しく異なった事業目的に使用したとき、若しくは受領団体の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、県社協会長は当該団体に対し、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

附則

この要綱は、平成27年7月6日に制定し、同日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日に一部改正し、同日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日に一部改正し、同日から施行する。

ボランティア活動分野の分類及び事例

大分類	番号	中分類	事 例
子ども	1	子育て	乳幼児保育サービス、共同保育、育児サークル、育児サポート、託児、家事サポート、おもちや図書館
	2	健全育成	青少年非行防止活動、子ども会等の育成活動、青少年団体活 動、芸術文化の親子観賞、子ども文庫等読書普及
福祉	3	高齢者福祉	施設訪問、独居老人の家庭訪問、訪問介護、給食サービス
	4	児童・母子福祉	児童・母子福祉施設訪問、母子家庭の自立支援
	5	障がい者(児)福祉	自立生活の支援、手話・点訳・朗読活動、障がい児保育、障が い者(児)施設訪問、移送サービス
	6	社会福祉一般	上記以外の福祉施設への訪問、刑務所訪問、いのちの電話、カ ウンセリング
保健・医療	7	健康づくり	食生活の改善、禁煙活動、成人病予防啓発、歩け歩け運動、断 酒支援
	8	保健・医療	末期ガン患者の介護、難病患者の会の支援、骨髄バンクの推進 普及、献血、ホスピスケア
環境	9	自然環境保全	自然保護、森林保全、野生生物の保護、河川のクリーン活動、 地域環境保全、環境教育、地域生態系の調査研究
	10	公害・エネルギー	ゴミの減量化、過剰包装追放、リサイクル活動、省エネルギー 推進、公害の防止
教育・文化・スポーツ	11	教育	教育問題を考える活動、フリースクール、学童保育識字教育、 生涯学習活動
	12	文化	伝統文化の継承・振興、芸術文化の振興、美術館・博物館の案 内
	13	スポーツ	各種スポーツ指導、スポーツ教室
国際交流	14	国際交流	国際文化交流、国際芸術交流、留学生との交流支援帰国者支援、通訳ボランティア、外国語講座、日本語講座
	15	国際協力	国際医療協力、難民支援、発展途上国への援助・支援
地域社会	16	まちづくり	地域緑化活動、清掃活動、都市農村交流、街並み・建物保全活 動、地域おこし、観光ボランティア
	17	地域安全活動	交通安全活動、地域の犯罪予防
その他	18	災害時の救援	救援物資の供給、防災活動、防災に関する調査研究
	19	消費者保護	消費者啓発
	20	人権擁護・平和推進	人権啓発・擁護活動、差別撤廃活動、平和の推進、戦争資料の 後世への引継ぎ
	21	男女共同参画	女性の地位向上、女性に対する暴力対策、起業家支援、女性が 働く環境づくりの推進
	22	その他	市民活動に関する情報収集・提供、オンブズマン活動、中分類 の中で2つ以上の分野に亘り特化できないもの・もしくは どれ にも分類しがたいもの

西部ガスボランティア助成プログラム

1 趣旨

西部ガスホールディングス株式会社は、創立以来、地域に密着した企業として、又、地域貢献を社是として、歩みを進めてきたが、平成12年12月1日をもって創立70周年を迎えるに当たり、その記念事業として公益財団法人福岡県地域福祉財団(以下「財団」という。)内に「西部ガスボランティア助成プログラム」を創設した。

平成27年度からは、財団の解散に伴い、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)内に移管する。

2 概要

地域社会に根ざした福祉、教育、社会活動を実施しているボランティア組織を助成し、地域への貢献並びに地域への関心を深める企業風土の醸成を目指す。

3 助成対象

福岡市、北九州市及びその周辺市町村において、ボランティア活動を通じて、地域貢献を推進している団体等で次の各号に該当するもの。

- (1) 高齢者福祉ボランティア活動
- (2) 障がい児者に対する、あるいは障がい児者と共に行うボランティア活動
- (3) 子育て支援に関するボランティア活動
- (4) 環境保護活動の実践と啓蒙を行うボランティア活動

など

4 助成額

1団体 30万円以内

5 助成の手続

県社協の「地域ボランティア活動支援のための助成事業」の運用と合わせて実施する。

一般財団法人福岡県職員互助会 ボランティア助成プログラム

1 趣旨

一般財団法人福岡県職員互助会は、福岡県職員等の福利の増進を図り、もって福岡県行政の円滑、かつ、効率的な推進を図ることを目的として設立された団体であるが、 事業の一環として県民福祉の向上に資する公益事業を行ってきた。

本プログラムは、この公益事業の1つとして県内で活動するボランティア団体等に対し、助成金を交付するものである。

2 概要

地域社会に根ざした社会活動を実施しているボランティア団体・NPO法人等に助成金を交付し、県民福祉の向上を図る。

3 助成対象

県内において、ボランティア活動を通じて、広く社会に貢献している団体等。

4 助成額

1団体 30万円以内

5 助成の手続き

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会の「地域ボランティア活動支援のための助成事業」の運用と合わせて実施する。